

# 個別規程 IIJ ディレクトリサービス for Microsoft

令和2年4月1日現在  
株式会社インターネットイニシアティブ

## 第1条(品目)

IIJ ディレクトリサービス for Microsoft には、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目	内容
Active Directory	Microsoft の提供するソフトウェア「Active Directory」の機能を提供するもの
Active Directory + Azure AD Connect	Microsoft の提供するソフトウェア「Active Directory」及び「Azure AD Connect」の機能を提供するもの

## 第2条(最低利用期間)

IIJ ディレクトリサービス for Microsoft に係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ ディレクトリサービス for Microsoft 契約」といいます。)においては、最低利用期間はありません。

## 第3条(リージョンの特定)

契約者は、IIJ ディレクトリサービス for Microsoft 契約において、契約時にリージョン(IIJ ディレクトリサービス for Microsoft を提供するための当社設備の終端場所をいいます。)を当社が定める地域区分から指定するものとします。

2 契約者は、前項で指定したリージョン以外のリージョンを使用して IIJ ディレクトリサービス for Microsoft を利用することはできません。

## 第4条(利用条件)

契約者は、Microsoft が定める条件に従うものとします。

## 第5条(契約内容の変更)

契約者は、IIJ ディレクトリサービス for Microsoft の品目につき、その変更を請求することができるものとします。

## 第 6 条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供します。

2 IIJ ディレクトリサービス for Microsoft には、次のオプションサービスがあります。

(1) マルチリージョン:AD オプション

第 3 条(リージョンの特定)第 1 項において契約者が指定した地域区分以外のリージョンに終端される当社設備を利用するためのものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

(2) アドバンスドサポート:AD オプション

当社が別途定める仕様に基づき追加のサポートサービスを提供するもの

(3) アドバンスドサポート追加問い合わせ(当月のみ)オプション

アドバンスドサポートオプションの契約者に対し、アドバンスドサポートオプションで定める範囲を超えて追加のサポートサービスを提供するもの

(4) WSUS オプション

当社が別途定める仕様に基づき Microsoft の提供するソフトウェア「Windows Server Update Services」の機能を提供するもの

(5) アドバンスドサポート:WSUS オプション

当社が別途定める仕様に基づき追加のサポートサービスを提供するもの

(6) ADCS オプション

当社が別途定める仕様に基づき Microsoft の提供するソフトウェア「Active Directory 証明書サービス」の機能を提供するもの

(7) ネットワークポリシーサーバオプション

当社が別途定める仕様に基づき Microsoft の提供するソフトウェア「ネットワークポリシーサーバ」の機能を提供するもの

(8) 管理コンソールオプション

当社が別途定める仕様に基づき IIJ ディレクトリサービス for Microsoft の管理コンソール機能を、Microsoft の提供するソフトウェア「リモート デスクトップ サービス」を利用して提供するもの

3 アドバンスドサポート:AD オプション及びアドバンスドサポート:WSUS オプションの利用における最低利用期間は 1 年とし、その起算日は、アドバンスドサポート:AD オプション及びアドバンスドサポート:WSUS オプションの課金開始日とします。マルチリージョンオプション:AD オプション、アドバンスドサポート追加問い合わせ(当月のみ)オプション、WSUS オプション、ADCS オプション、ネットワークポリシーサーバオプション及び管理コンソールオプションの利用における最低利用期間はありませぬ。

4 アドバンスサポート:AD オプション及びアドバンスサポート:WSUS オプションがその最低利用期間の経過する日前に終了した場合には、契約者は別紙 2 に定める金額を支払うものとします。

5 契約者が当社所定の解約申込書でオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

## 第 7 条(サービスの廃止)

当社は、Microsoft が、IIJ ディレクトリサービス for Microsoft に対応するソフトウェアの提供を終了した場合、当該ソフトウェアに対応する IIJ ディレクトリサービス for Microsoft を廃止します。

## 第 8 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ ディレクトリサービス for Microsoft において、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

## 第 9 条(料金)

契約者が、IIJ ディレクトリサービス for Microsoft の利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ ディレクトリサービス for Microsoft の申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点又は当社における申込の承諾を要しない事項に係るものにおいては当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

## 第 10 条(料金の減額)

当社の責に帰すべき事由(Microsoft の責に帰すべき場合を含みません。)により IIJ ディレクトリサービス for Microsoft が全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者の請求に基づき、別紙 3 に定めるところにより IIJ ディレクトリサービス for Microsoft の料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

## 第 11 条(保証の限定)

IIJ ディレクトリサービス for Microsoft は、以下の事項を保証するものではありません。

- (1) 常に利用可能であること
- (2) IIJ ディレクトリサービス for Microsoft により保存されたデータが消失、毀損、破損しないこと及び復元可能であること
- (3) その他完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性

## 第 12 条(機能の制限)

IIJ ディレクトリサービス for Microsoft の運用、維持に支障をきたすおそれが生じた場合、当社は、契約者に何ら通知を行うことなく当社のサーバへのアクセスを制限する場合があります。

2 当社は、IIJ ディレクトリサービス for Microsoft の安定した運用を目的として、当社の定めるところにより、セッション数及びトラフィックに関して制限を加えることができるものとします。

## 第 13 条(当社の責任の制限)

当社は、前条(機能の制限)の規定に基づき契約者が IIJ ディレクトリサービス for Microsoft を利用して行う情報発信を制限した場合でも、契約者又は第三者に発生した損害について一切の責任を負わないものとします。

2 当社は、IIJ ディレクトリサービス for Microsoft を利用して契約者が行う一切の行為に対して責任を負わないものとします。また、契約者の行為に係る契約者または第三者のデータや設備の損壊、および契約者と Microsoft を含む第三者との紛争に関しては、契約者が自己の費用と責任において解決するものとし、当社はこれらの復旧および解決に関与する義務を負わないものとします。

## 附則

平成 30 年 12 月 1 日施行

この契約約款は、平成 30 年 12 月 1 日から実施します。

平成 31 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 31 年 1 月 1 日から実施します。

令和元年 10 月 1 日変更

1 この契約約款は、令和元年 10 月 1 日から実施します。

2 令和元年 9 月 30 日以前の契約約款に基づき成立した、マルチリージョンオプションに係る IIJ ディレクトリサービス for Microsoft 契約は、マルチリージョン:AD オプションに係る IIJ ディレクトリサービス for Microsoft 契約として有効に存続するものとします。

3 令和元年 9 月 30 日以前の契約約款に基づき成立した、アドバンスドサポートオプションに係る IIJ ディレクトリサービス for Microsoft 契約は、アドバンスドサポート:AD オプションに係る IIJ ディレクトリサービス for Microsoft 契約として有効に存続するものとします。

令和 2 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。

# 別紙 1 IIJ ディレクトリサービス for Microsoft における料金等

## [第 9 条関係]

### 1 初期費用

#### (1) 基本サービス

IIJ ディレクトリサービス for Microsoft の内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

#### (2) オプションサービス

マルチリージョン:AD オプション、アドバンスドサポート:AD オプション、アドバンスドサポート追加問い合わせ(当月のみ)オプション、WSUS オプション、アドバンスドサポート:WSUS オプション、ADCS オプション、ネットワークポリシーサーバオプション及び管理コンソールオプションの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

### 2 月額費用

#### (1) 基本サービス

IIJ ディレクトリサービス for Microsoft の内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

#### (2) オプションサービス

マルチリージョン:AD オプション、アドバンスドサポート:AD オプション、WSUS オプション、アドバンスドサポート:WSUS オプション、ADCS オプション、ネットワークポリシーサーバオプション及び管理コンソールオプションの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額。アドバンスドサポート追加問い合わせ(当月のみ)オプションにあっては 0 円。

## 別紙 2 最低利用期間内解除調定金 [第 6 条第 5 項関係]

第 6 条(オプションサービス)第 3 項の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2.月額費用(2)に定める金額

## 別紙 3 料金の減額 [第 10 条関係]

利用不能時の減額 (第 10 条関係)

利用不能時間を 24 で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)に月額費用の 30 分の 1 を乗じて算出した額を減額するものとする。